

「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令（案）」について

令和2年7月  
環境省環境再生・資源循環局

### 1. 制定の趣旨

平成元年3月22日にバーゼルで作成された「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（平成5年条約第7号。以下「条約」という。）の附属書Ⅱ、附属書Ⅷ及び附属書Ⅸの一部が令和元年9月24日に改正され、令和3年1月1日から効力を生じることに伴い、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成30年環境省令第12号。以下「省令」という。）について、改正を行うものである。

### 2. 主な改正の内容

#### （1）特定有害廃棄物等の範囲から除外される物について

条約附属書Ⅸの改正に伴い、省令別表第三の三の項第一号を改め、別紙のプラスチックを特定有害廃棄物等の範囲から除外することとする。

#### （2）特定有害廃棄物等の範囲に含まれる物について

条約附属書Ⅷの改正に伴い、省令別表第四の三の項に新たに号を追加し、「省令別表第六に掲げる物を含み、又はこれらにより汚染されたプラスチックの廃棄物（混合したものを含む。）」を特定有害廃棄物等を含むこととする。

#### （3）その他所要の改正を行う。

### 3. 施行期日（予定）

令和3年1月1日

別紙

1	次に掲げるプラスチックのくずであって、別表第一の二の項第三号に掲げる処分作業（環境の汚染を防止するために必要な措置を講ずるものに限る。）が予定され、かつ、ほとんど汚染されていないもの	
	(1)	主として次に掲げる重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）から成るプラスチックのくず
	(i)	ポリエチレン（別名PE）のくず
	(ii)	ポリプロピレン（別名PP）のくず
	(iii)	ポリスチレン（別名PS）のくず
	(iv)	アクリロニトリルブタジエンスチレン（別名ABS）のくず
	(v)	ポリエチレンテレフタレート（別名PET）のくず
	(vi)	ポリカーボネート（別名PC）のくず
	(vii)	ポリエーテルのくず
	(viii)	(i)から(vii)までに掲げる物以外の重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のくず
	(2)	主として次に掲げる樹脂又は縮合物（硬化されたものに限る。）のみから成るプラスチックのくず
	(i)	尿素ホルムアルデヒド樹脂（別名ユリア樹脂）のくず
	(ii)	フェノールホルムアルデヒド樹脂（フェノール樹脂）のくず
	(iii)	メラミンホルムアルデヒド樹脂（別名メラミン樹脂）のくず
	(iv)	エポキシ樹脂のくず
	(v)	アルキド樹脂のくず
	(vi)	(i)から(v)までに掲げる物以外の樹脂又は縮合物（硬化されたものに限る。）のくず
	(3)	主として次に掲げるふっ素化重合体のみから成るプラスチックのくず（製造されてから輸出又は輸入されるまでの間、使用されたことがないものに限る。）
	(i)	パーフルオロエチレンープロピレン（別名FEP）のくず
	(ii)	パーフルオロアルコキシアлкンのくず（テトラフルオロエチレンーパーフルオロアルキルビニルエーテル（別名PFA）のくず及びテトラフルオロエチレンーパーフルオロメチルビニルエーテル（別名MFA）のくずを含む。）
	(iii)	ふっ素化ポリビニル（別名PVF）のくず
	(iv)	ふっ素化ポリビニリデン（別名PVDF）のくず
2	ポリエチレン（別名PE）、ポリプロピレン（別名PP）又はポリエチレンテレフタレート（別名PET）から成るプラスチックのくずの混合物であって、別表第一の二の項第三号に掲げる処分作業（環境の汚染を防止するために必要な措置を講ずるものに限る。）が予定され、かつ、ほとんど汚染されていないもの（ポリエチレン（別名PE）、ポリプロピレン（別名PP）又はポリエチレンテレフタレート（別名PET）以外の物質が混合していないものに限る。）	